

死者に関する情報の開示請求に係る取扱要領

- 1 死者に関する情報については、本来、本人の死亡により権利能力も消滅し、死者が開示請求の主体となることはできず、死者の個人情報が開示されることは通常あり得ないことから、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項では、個人情報は、生存する個人に関する情報と規定されています。しかし、相続等の原因により遺族等の個人情報でもありと考えられる情報及び社会通念上遺族等の個人情報とみなし得るほど遺族等と緊密な関係がある情報については、第4項に規定する書類によって適格な請求者であることを確認できる場合は、遺族等の個人情報として開示請求を認めるものとします。
- 2 開示請求できる情報は、次のとおりとします。
 - (1) 相続等の原因により遺族等の個人情報でもありと考えられる情報とは、次のものをいいます。
 - ア 被相続人である死者から相続した権利義務のうち、財産に関する情報
 - イ 被相続人である死者から相続した権利義務のうち、不法行為による損害賠償請求権等に関する情報
 - ウ 死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務（慰謝料請求権、遺贈等）に関する情報
 - (2) 社会通念上遺族等の個人情報とみなし得るほど遺族等と緊密な関係がある情報とは、死亡時に未成年であった自分の子に関する情報をいいます。
- 3 死者に関する情報について、次に掲げる者を請求者とします。
 - (1) 当該死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、当該死者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子又は当該死者の血族である父母
 - (2) 当該死者の2親等の血族である者（前号に掲げる者がいない場合に限る。）
 - (3) 当該死者の相続人である者（前2号に掲げる者を除く。）
- 4 開示請求者本人であることの確認を行うほか、請求する情報の内容に応じ、請求要件の確認は、次に掲げる書類により行うものとします。
 - (1) 被相続人である死者から相続した財産に関する情報についての開示請求の場合
 - ア 請求内容が当該相続財産に係るものであることを示す書類（当該請求内容の情報の開示を必要とする理由書）
 - イ 死者の財産が請求者に帰属していることを確認できる次のいずれかの書類
 - (イ) 不動産登記簿、契約書など当該財産が請求者または被相続人に帰属することを証明する書類

- (イ) 遺言書
 - (ウ) 遺産分割協議書
 - (エ) その他請求者が相続した財産であることを証明する書類
- ウ 請求者が相続人であることを確認できる次のいずれかの書類
- (ア) 被相続人である死者および請求者の戸籍謄本
 - (イ) その他請求者が相続人であることを証明する書類
- (2) 被相続人である死者から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報についての開示請求の場合
- ア 請求内容が当該損害賠償請求権等に係るものであることを示す書類(当該請求内容の情報の開示を必要とする理由書)
- イ 死者が損害賠償請求権等を取得していたことを確認できる次のいずれかの書類
- (ア) 示談書
 - (イ) 和解書
 - (ウ) 裁判所の確定判決書
 - (エ) その他死者が損害賠償請求権等を取得していたことを証明する書類
- ウ 請求者が損害賠償請求権等を相続したことを確認できる次のいずれかの書類
- (ア) 遺言書
 - (イ) 遺産分割協議書
 - (ウ) 請求者が損害賠償請求権等を相続したことを証明する裁判所の確定判決書
 - (エ) その他請求者が損害賠償請求権等を相続したことを証明する書類
- エ 請求者が相続人であることを確認できる次のいずれかの書類
- (ア) 被相続人である死者および請求者の戸籍謄本
 - (イ) その他請求者が相続人であることを証明する書類
- (3) 死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務(近親者固有の慰謝料請求権、遺贈等)に関する情報についての開示請求の場合
- ア 請求内容が当該権利義務に係るものであることを示す書類(当該請求内容の情報の開示を必要とする理由書)
- イ 請求者が当該権利義務を取得したことを確認できる次のいずれかの書類
- (ア) 示談書
 - (イ) 和解書
 - (ウ) 裁判所の確定判決書
 - (エ) (遺贈の場合) 請求者が取得した権利義務であることを証明する遺言書
 - (オ) その他請求者が当該権利義務を取得したことを証明する書類

(4) 死亡時に未成年であった自分の子に関する情報についての開示請求の場合

請求者が未成年で死亡した子の親権者であったことを確認できる次のいずれかの書類

(ア) 戸籍謄本

(イ) その他未成年で死亡した子の親権者であったことを証明する書類

5 開示請求者の請求資格等を証する書類の提出等がなされず、適格な請求者であることの確認ができない場合は、相当の期間を定めて補正を求め、当該期間内に補正に応じないときは、非開示の決定を行うこととします。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。